

報 告 事 項

【学会活動報告】

1. 2007 年 10 月～2008 年 10 月での主な活動（会長 清水和秋）

- ・ 研究大会・研究セミナーの開催：
第 29 回研究大会（大会実行委員長 榎本和生、2007 年 10 月 27 日（土）・28 日（日）、多摩美術大学）
第 26 回研究セミナー（実行委員長 三村隆男、2008 年 6 月 29 日（日）、早稲田大学国際会議場）。
- ・ 学会誌、ニューズレターの発行：
『キャリア教育研究（旧 進路指導研究）』第 25 巻第 2 号（2008 年 3 月 31 日発行） 第 26 巻第 1 号（同 4 月 30 日発行） 第 26 巻第 2 号（同 6 月 15 日発行） 第 27 巻第 1 号（同 9 月 30 日発行）。
ニューズレター第 57 号（2008 年 3 月 31 日発行）、第 58 号（同 5 月 14 日）、第 59 号（同 9 月 30 日）
- ・ 第 57 回進路指導研究協議会全国大会（2008 年 8 月 12 日（火）・13 日（水）、国立オリンピック記念青少年総合センター（共催））
- ・ 心理学諸学会連合： 2007 年 12 月 22 日（日）、2008 年 6 月 8 日（日）
- ・ 学会編『キャリア教育概説』2008 年 10 月 10 日発行
- ・ 国立情報学研究所電子図書館サービスへの参加

2. 会員の状況（事務局長 川崎友嗣）

2007 年度の定期総会（2007 年 10 月 27 日）より 2008 年度第 2 回理事会（2008 年 10 月 25 日）までに 86 名の新会員が承認され入会した。退会者は 64 名である（資料 1 参照）。したがって、現時点（2008 年 10 月 25 日）における会員数は、一般会員 871 名（内、学生は 84 名）、名誉会長 1 名、名誉会員 5 名、賛助会員 8 機関である。

*総会成立要件については、2008 年度第 2 回理事会（2008 年 10 月 25 日）において入会、退会等の承認を受けた一般会員数 871 名を適用する。

3. 会議の開催等（事務局長 川崎友嗣）

- ・ 会議の開催

07 年度第 2 回常任理事会	2008 年 1 月 26 日（土）	関西大学
07 年度第 3 回理事会	2008 年 3 月 29 日（土）	関西大学
08 年度第 1 回常任理事会	2008 年 6 月 28 日（土）	早稲田大学
08 年度第 1 回理事会	2008 年 9 月 27 日（土）	関西大学
08 年度第 2 回理事会	2008 年 10 月 25 日（土）	東北大学

- ・ 会議等への参加（役員・委員の出張）
 - 心理学諸学会連合：（2007 年 12 月 22 日（日）会長）、（2008 年 6 月 8 日（日）会長）
 - 日本進路指導協会：代表者企画会議（2008 年 6 月 17 日（火）事務局幹事）
 - 学会編・編集委員会：（2008 年 1 月 16 日（水））
 - キャリア・カウンセラー資格認定制度検討委員会：（2007 年 12 月 1 日（土）、2008 年 3 月 23 日（日）、2008 年 8 月 31 日（日））

- ・ 共催・後援など
 - 後援名義使用承諾
 - キャリアガイダンスセミナー（(株)リクルート 2008 年 2 月 29 日～3 月 4 日開催）
 - 第 34 回関東甲信越地区中学校進路指導研究協議会東京大会（2008 年 11 月 6～7 日開催）
 - バーチャル・カンパニートレードフェア 2008 京都（アントレプトナーシップ開発センター2008 年 11 月 23 日開催）
 - 日本産業カウンセリング学会第 13 回大会（2008 年 10 月 24～26 日開催）

【委員会報告】

1. 紀要編集委員会報告（委員長 浦上昌則）

『キャリア教育研究』編集・発刊状況

昨年度総会以後、『キャリア教育研究』第 25 巻第 2 号から、第 27 巻第 1 号までを刊行した。このうち第 27 巻が本年度分である。本年度末には、第 27 巻第 2 号を刊行する予定である。

『キャリア教育研究』査読状況

2007 年 10 月 12 日以降、2008 年 9 月 8 日までに 17 論文を受け付けている。2008 年 10 月 15 日現在、採択論文 2 編、修正採択論文が 4 編である。なお、第 27 巻第 2 号に掲載されるには、2008 年 12 月末までに採択される必要がある。

2. 研究推進委員会報告（委員長 三村隆男）

- ・ 研究推進委員会などの開催

昨年度の総会以来、本年 10 月 16 日までに 2 回委員会を開催した。

- ・ 第 26 回研究セミナーにて日本労働政策研究・研修機構（JILPT）との共同研究を報告
研究セミナーにおいて JILPT の下村英雄氏による共同研究結果報告があり、報告を基に「地域資源を活用したキャリア教育の推進」をテーマにシンポジウムが行なわれた。
- ・ 日本進路指導協会主催第 57 回進路指導研究協議全国大会全体研究協議の企画運営
「キャリア教育実践における先進的取り組み」をテーマにシンポジウムを開催（2008 年 8 月 13 日 13:00～16:00）。

・ 検討事項

- ①研究推進委員会と学会研究大会や研究セミナーとの関係。
- ②外部団体との協力関係の維持。
- ③キャリア教育実践地域や学校への支援方策。
- ④その他

3. 情報委員会報告（委員長 松井賢二）

- ・本学会に関連する学会（国内）における「キャリア関連研究」について情報を収集し、研究紀要（第 25 巻第 2 号、113-115 頁）に、「情報委員会報告」（関連研究の紹介、2006 年度）として、その一部を掲載した。今回関連研究のタイトル等を掲載した学会は、日本心理学会である。2007 年度の関連情報については、次号の学会誌に掲載予定である。
- ・日本キャリア教育学会編の著書を 2008 年 10 月 10 日に出版したところである。編集作業が遅れ、関係の皆様にご迷惑をおかけいたしましたこと、心よりお詫び申し上げます。

4. キャリア・カウンセラー認定委員会報告（委員長 竹内登規夫）

<キャリア・カウンセラー養成研修講座の開講>

①2008 年 6 月 29 日（日） 9：15～12：20

会場：早稲田大学国際会議場（第 26 回研究セミナー会場）

9：15～10：45 「キャリア発達とキャリア・カウンセリング」（a 分野）

講師：野々村 新（日本大学）

10：50～12：20 「キャリア・カウンセリングの特質と面接の技法」（b 分野）

講師：佃 直毅（茨城大学）

- ・受講者数：94 名（事前申込：85 名、当日申込：15 名、欠席：6 名）

②2008 年 10 月 25 日（土） 9：00～12：00

会場：東北大学 川内南キャンパス（第 30 回研究大会会場）

9：00～10：25 「キャリア・カウンセリングに関する演習

－グループ・アプローチを中心に－」（b 分野）

講師：坂柳 恒夫（愛知教育大学）

10：35～12：00 「キャリア・カウンセラーに求められる職業社会の基礎知識

－進路支援につながる仕事の括り方－」（c 分野）

講師：伊藤由美子（愛知みずほ大学）

<キャリア・カウンセラー資格取得申請者の認定面接および資格更新認定等>

①2007 年 10 月 28 日（日）多摩美術大学（面接 6 名）

②2008 年 1 月 26 日（土）関西大学（資格更新認定 2 名）

③2008 年 3 月 29 日（土）関西大学（面接 3 名、資格更新認定 1 名）

④2008 年 6 月 29 日（日）早稲田大学（面接 3 名、資格返還 11 名）

⑤2008 年 9 月 27 日（土）関西大学（面接 1 名、資格更新認定 2 名、資格返還 2 名）

⑥2008 年 10 月 25 日（土）東北大学（面接 3 名、資格更新認定 1 名）

【新規資格認定者：16 名】

CC 認定 No.	会員 ID	氏名	資格認定日	所属地区
1 3 5	2003	倉田 美由	2008 年 1 月 26 日	関東
1 3 6	1708	荻間澤 勇人	〃	北海道・東北
1 3 7	1960	村木 隆夫	〃	中・四国
1 3 8	1995	松下 眞治	〃	関西
1 3 9	1965	荻原 孝英	〃	関東
1 4 0	1821	佐々木恒彦	〃	関東
1 4 1	1936	椿 仁三千	2008 年 3 月 29 日	関東
1 4 2	1430	船越 久人	〃	関西
1 4 3	2028	平田 満	〃	関西
1 4 4	1957	山田 智之	2008 年 6 月 29 日	関東
1 4 5	2051	青木 和徳	〃	関東
1 4 6	2064	知念 一郎	〃	九州・沖縄
1 4 7	2048	青木 信一	2008 年 9 月 27 日	関西
1 4 8	2106	渡部 昌平	2008 年 10 月 25 日	関東
1 4 9	2041	胡田 裕教	〃	関西
1 5 0	2094	田村 和弘	〃	中部

【資格更新者：6 名】 ※資格更新認定日順

CC 認定 No.	会員 ID	氏名	資格更新認定日	更新回数	所属地区
6 3	1264	三村 隆男	2008 年 1 月 26 日	1 回目	関東
6 4	1463	大槻 雅一	〃	1 回目	関西
2 5	1009	菊池 武剋	2008 年 3 月 29 日	2 回目	北海道・東北
6 7	1037	吉中 淳	2008 年 9 月 27 日	1 回目	九州・沖縄
7 0	1466	瀬藤 虔一	〃	1 回目	関西
7 3	1391	白木みどり	2008 年 10 月 25 日	1 回目	中部

【資格失効者及び返還者：13 名】 ※認定 No.順

会員 ID 氏名	CC 認定 No.	資格返還理由	会員 ID 氏名	CC 認定 No.	資格返還理由
ID 1047 天谷 正	5	資格更新辞退	ID 1408 上杉 剛嗣	3 3	退会による失効
ID 1456 内藤 勇次	1 4	資格更新辞退	ID 1041 赤木 愛和	3 5	退会による失効
ID 1519 辻川 新	1 6	ご逝去	ID 1266 宮崎 冴子	5 8	資格更新辞退
ID 1361 宮内 博	2 0	ご逝去	ID 1515 高月 啓充	6 8	退会による失効
ID 1588 山崎 宗義	2 1	退会による失効	ID 1508 村上 哲大	1 2 1	退会による失効
ID 1500 廣川 孝治	2 4	資格更新辞退	ID 1867 中嶋 宏隆	1 2 4	退会による失効
ID 1424 足立 明久	3 0	退会による失効			

※資格失効者及び返還者については、資格認定事務局移転後の 2007 年 4 月 1 日～
2008 年 9 月 30 日とする。

5. 会則等規定改正検討委員会（委員長 坂柳恒夫）

「日本進路指導学会」から「日本キャリア教育学会」へ学会名変更に伴う学会会則について、井上委員を加えて、全般的な検討（規定・細則等の改正発議と決定に関して全般的な統一）、研究地区部会規定・選挙管理委員会規定の制定などをおこなう。常任理事会（08年度第1回）で、委員長による提案を検討した。この検討を受けて、委員長と井上委員が最終案を作成した。この案を、理事会（08年度第1回）で検討し、総会事前資料として全会員へ送付した。

- ・委員会（委員長：坂柳恒夫、副委員長：若松養亮、委員：大野木裕明、古川雅文（情報委員会副委員長）、本間啓二（研究推進委員会副委員長）、横山明子（紀要編集委員会副委員長）、井上仁志（事務局幹事）

6. キャリア・カウンセラー資格認定制度検討委員会（委員長 菊池武剋）

資格認定委員の2名を加え、2007年度定期総会以降、委員会を3回（2007年12月1日（土）、2008年3月23日（日）、2008年8月31日（日））開催した。

- ・検討内容：①キャリア・カウンセラー養成研修講座
②キャリア・カウンセラー資格認定制度（規定類の改正）
③キャリア・カウンセラー倫理綱領
- ・委員会（委員長：菊池武剋、副委員長：川崎友嗣、委員：吉田辰雄、竹内登規夫、三川俊樹）

【研究大会・研究セミナー報告】

1. 第29回研究大会報告（大会実行委員長 榎本 和生）

「キャリア発達の研究と支援のあり方を探る」を大会テーマに、2007年10月27日（土）と28日（日）の両日にわたり、多摩美術大学（八王子キャンパス）を会場として開催。報告の詳細は、ニューズレター第57号 Pp.3-4に掲載。『キャリア教育研究』第26巻第2号にも掲載。

2. 第26回研究セミナー報告（実行委員長 三村隆男）

「地域資源を活用したキャリア教育の推進」をテーマとして、6月29日（日）に早稲田大学国際会議場（東京都新宿区）で開催。午前にキャリア・カウンセラー養成研修講座、午後の前半は独立行政法人労働政策研究・研修機構副の主任研究員下村英雄氏による共同研究報告、後半はシンポジウムという構成で実施。報告の詳細は、ニューズレター第59号 P.2、『キャリア教育研究』第27巻第1号に掲載。

【地区部会活動】

1. 北海道・東北地区部会活動

開催日：2008 年 5 月 10 日(土) 場所：エルパーク仙台

テーマ：年次総会・第 30 回研究大会の開催について

代表：菊池武剋（東北大学） 副代表：五十嵐 敦（福島大学）

2. 関東地区部会活動

開催日：2008 年 7 月 26 日(土) 場所：日本体育大学

発表「就職力を育てる ―グループワークの活用―」近藤章雄（湘北短期大学）

発表「ソシオダイナミックカウンセリングの紹介 ―マッピング技法を中心に―

榎野潤（独立行政法人 労働政策研究・研修機構 労働大学校）

代表：本間啓二（日本体育大学）

副代表：吉田 修（労働政策研究・研修機構）、松下由美子（山梨県立大学）

3. 中部地区部会活動

①開催日：2007 年 12 月 22 日(土) 場所：名古屋市立大学 山の畑キャンパス

講演「教科教育におけるキャリア教育―海外での家庭科関連科目の事例を中心に―

河崎智恵（奈良教育大学）

②開催日：2008 年 5 月 11 日(日) 場所：名古屋市立大学 山の畑キャンパス

講演「メンタリング・プログラムとキャリア発達支援」

渡辺直登（慶応義塾大学大学院経営管理研究科）

③開催日：2008 年 8 月 17 日(日) 場所：名古屋市立大学 山の畑キャンパス

講演「キャリア教育における学内外の連携」

毛受芳高（NPO 法人アスクネット代表理事）

中崎 毅（瀬戸市教育委員会学校教育課）

代表：後藤宗理（名古屋市立大学）

副代表：浦上昌則（南山大学）、高綱睦美（愛知産業大学）

4. 近畿・中国・四国地区部会活動

開催日：2008 年 7 月 21 日(月) 場所：岡山グリーンホテル 大会議室

セミナー「キャリア教育におけるキャリアカウンセリングの意義と課題」

三川俊樹（追手門学院大学）

実践報告「生徒の学習意欲を高め、勤労観・職業観を育むキャリア教育の推進」

春田裕和（広島県尾道市立栗原中学校）

代表：三川俊樹（追手門学院大学） 副代表：加澤恒雄（広島工業大学）、

吉田隆夫（芦屋大学） 事務局：若松養亮（滋賀大学）

5. 九州・沖縄地区部会活動

開催日：2007 年 9 月 22 日(土) 場所：福岡大学

実践報告「直方市におけるキャリア・スタート・ウィークの取り組みについて」

橋本淳生（北九州市教育事務所）、小島啓一（直方市教育委員会）

講演「学校におけるキャリア教育と企業におけるキャリア形成支援の課題を探る

ーライフ・キャリアとワーク・キャリアの視点からー」

吉田辰雄（東洋大学名誉教授）

代表（～2008.6）：山崎宗義（福岡市進路指導協会） 事務局：坂本 昭（福岡大学）

代表（2008.7～）：永田萬享（福岡教育大学） 事務局：吉本圭一（九州大学）

注 各地区部会活動は、学会 HP に掲載。URL: <http://wwwsoc.nii.ac.jp/jssce/>

2008 年度 学会賞 表彰

1. 学会賞選考委員会

委員会（委員長：菊池武剋、 委員：浦上昌則、三村隆男、松井賢二、阪本 昭
横山明子、吉田 修、大根田充男、若松養亮）

審 議 事 項

1. 2007 年度決算報告および会計監査報告（監事 中川 浦、深谷 紀雄）

決算（本会計）

決算（基金・積立）

キャリアカウンセラー資格認定委員会 決算

2. 学会会則等改定(案)（会長 清水和秋）

（1）会則改正での追加・修正・削除の概要

1) 「進路指導」を「キャリア教育等」へ変更。会則第 3 条を全体へ適用。

2) 「学会紀要」を「学会誌」へ変更。

3) 「理事会」と「常任理事会」について、前者を上位と明示するように、条文の入れ替え。

・旧会則第 12 条を新会則第 11 条へ、旧会則第 11 条を新会則第 12 条へ。

・旧細則第 21 条を新細則第 20 条へ、旧細則第 20 条を新細則第 21 条へ

4) 会員区分の変更

・「正会員」を「一般会員」のみとする。一般会員の学生の年会費は、別立て表記。

- ・「団体会員」の廃止。
- 5) 会則細則・規定・規定細則の改正について、議論と、決定・承認の場を明示。
- 6) 新しい規定
- ・ 現行の「研究地区部会細則」を「研究地区部会規定」へ変更。
 - ・ 新規に「選挙管理委員会規定」を制定。
- 7) 条項に追加。
- ・ 第 16 条第 3 項 理事・監事欠員の補充
- 8) 現状の運営に合わない条項の修正あるいは削除。
- ・ 団体会員事項
 - ・ 常置委員会の任務としての情報提供部分。
 - ・ 常置委員会の委員の任期を 3 ヶ年から 2 ヶ年へ修正。
 - ・ 選挙実施細則 7 の(2)の削除。理事会への出席率。
 - ・ 編集規定 11 の複写・電子化の学会理事会の承諾に関する部分。
- 9) 字句の誤りの修正
- ・ 「原則として」の挿入。
 - ・ 「附則」の表記を「付則」で統一。同じく「改正」で統一。
 - ・ 半数改選に関する注記の修正と追加説明。

2008 年度定期総会事前資料として配布済み

以下では、学会会則の中で、新たに制定した規定のみを掲載。

学会会則等改正(案)：研究地区部会規定

日本キャリア教育学会研究地区部会規定

- 第 1 条 本規定は、会則第 20 条における研究地区部会の運営を定めるものである。
- 第 2 条 研究地区部会は、会則細則第 14 条における北海道・東北、関東、中部、近畿、中国・四国、九州の 6 つの地区に設ける。
- 第 3 条 研究地区部会の事務局は、代表の指定する機関内に置く。
- 第 4 条 研究地区部会は、地域におけるキャリア教育等の関係者並びに関係機関の連携と協力を得ながら、地域キャリア教育等の研究と実践に関する活動を行い、もってキャリア教育等の発展に寄与することを目的とする。
- 第 5 条 研究地区部会は、上記の目的を達成するために次の活動を行う。
1. 研究会の開催。この会は、原則として、2 回程度開催し、そのうち 1 回は年次総会に当てる。
 2. キャリア教育等に関する研修会、キャリア・カウンセラー研修講座、見学会、講演会等
 3. その他、研究地区部会の目的達成に必要な諸活動
- 第 6 条 研究地区部会の会員は、6 地区に居住又は勤務先を有する一般会員から構成される。
- 第 7 条 研究地区部会の運営に当たっては、次の役員を置く。
1. 代表 1 名
 2. 副代表 2 名
 3. 幹事 数名
 4. 会計 1 名
 5. 監事 1 名
- 第 8 条 役員は次の業務に当たるものとする。
1. 代表は会を代表し、会務を総括する。
 2. 副代表は代表を補佐する。
 3. 幹事は代表の下に会務を運営する。
 4. 会計は会費等を管理する。
 5. 監事は会計を監査する。
- 第 9 条 会則第 12 条(2)における地区理事は、研究地区部会の活動を支援し、また研究地区部会と学会との連携や調整に当たるものとする。
- 第 10 条 代表は総会において会員の中から互選によって選出する。他の役員は、総会において会員の総意を参考にしながら、代表が任命するものとする。
- 第 11 条 役員の任期は、地区部会で定める。
- 第 12 条 学会は、当面、各研究地区部会に対して一律年 5 万円と当該会計年度の 3 月 31 日現在において、当該年度の会費を納入した会員数に 500 円を乗じた金額の合計を各研究地区部会に還付し、研究地区部会はこれによって会を運営する。
- 第 13 条 研究地区部会の会計年度は、4 月 1 日より翌年の 3 月 31 日までとする。
- 第 14 条 各研究地区部会は本規定に基づいて会を運営するが、地区の状況によっては別途運営方針等を定めることができる。
- 第 15 条 本規定の改正は、理事会の議を経て、行うことができる。
- 第 16 条 細則として平成 13 年 10 月 28 日より施行されてきた。
- (2) 平成 17 年 3 月 27 日細則の一部改正
 - (3) 平成 20 年 10 月 25 日 規定に改正 (予定)

学会会則等改正(案)：選挙管理委員会規定

日本キャリア教育学会選挙管理委員会規定

第1条 日本キャリア教育学会会則第3章第12章第2項、同第13条第2項に理事及び監事選出の選挙事務を行うため、同細則第5章第17条第2項による選挙管理委員会を置く。

第2条 選挙管理委員会は、次の号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 一般会員のうちから会長が指名する若干名
 - (2) 事務局長
2. 委員長は会長が指名する。
 3. 委員は、病気・海外渡航等やむを得ない事情により職務を行うことができないときは、その任を辞退しなければならない。
 4. 前項の事由により委員に欠員が生じたときは、他の一般会員をもって補充することができるものとする。

第3条 選挙管理委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、会議を開き議決することができない。

- 2 選挙管理委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

第4条 開票立会人は、第2条の委員をもって当てる。

第5条 選挙実施の細則は「選挙規定」と「選挙実施細則」で定める。

第6条 選挙管理委員会は、選挙の結果を理事会に報告する。

第7条 本規定の改正は、委員会の議を経て、理事会の承認を得るものとする。

第8条 この規定は、平成20年10月25日から施行する。(予定)

審議事項 2 の提案

『学会会則・規定等(2008年度版)』の承認。

事前資料に記載していた「平成20年10月25日から施行する。(予定)」の(予定)を削除し、『学会会則・規定等(2008年度版)』を施行する。

3. キャリア・カウンセラー資格制度の改正(案) (委員長 菊池武剋)

(1) 養成研修講座(養成研修基礎講座)の実施案

【養成研修講座について】

- ①16時間以上の養成研修講座受講(養成研修基礎講座を含む)資格申請の条件とする
- ②10時間程度を養成研修基礎講座(コア・プログラム)とし、2日間の集中研修講座として開講する
- ③6時間程度については、従来型の養成研修講座や地区部会が実施する養成研修講座を充てる
- ④養成研修講座は、3分野のバランスに配慮して実施する
- ⑤集中研修講座として実施する養成基礎研修講座は、学会員のみ受講可能とする

【養成研修講座の分野】 ※養成研修基礎講座も同じ

- a : 進路指導(キャリアガイダンス)、キャリア・カウンセリングの理論
- b : キャリア・カウンセリング、個性理解、社会調査に関する演習・実習
- c : 産業・職業に関する理解・実際

【養成研修基礎講座のモデル・プログラム(例)】

- 1日目(10:30~16:15)
 - ①「キャリア・カウンセリング、キャリアガイダンスの理論(1)」(a分野)
 - ②「キャリア・カウンセリング、キャリアガイダンスの理論(2)」(a分野)
 - ③「産業と職業についての理解」(c分野)
- 2日目(9:30~16:30)
 - ④「キャリア・カウンセリング演習(1)」(b分野)
 - ⑤「キャリア・カウンセリング演習(2)」(b分野)
 - ⑥「アセスメント・ツールの活用」(b分野)
 - ⑦ 筆記試験(60分)

【筆記試験について】

講座担当者が出題する筆記試験を実施する。心理学検定制度の「発達・教育」「統計・測定・評価」「産業・組織」領域を受験した場合は、得点に応じて優遇措置を講じることとし、その詳細を2008年度末までに公表する。

【新制度の適用時期について】

2009年度から新制度を運用するが、2010年度までは旧制度を併用し、会員の都合でどちらかを選べることとする。2011年度からは新制度のみの運用とする。

日本キャリア教育学会認定キャリア・カウンセラー制度規則（案）

趣旨

この制度は進路指導及びキャリア・カウンセリングを通して、国民の教育、労働、福祉の向上に貢献し、進路指導及びキャリア・カウンセリングの進歩と発展に資するため、本学会に属し、進路指導及びキャリア・カウンセリングについての一定の学識と技能を有する会員に対し、日本キャリア教育学会認定のキャリア・カウンセラーの名称を附与し、その資格の認定を行おうとする制度である。なお、キャリア・カウンセラーとは、生徒、学生、成人のキャリアの方向づけや進路の選択・決定に助力し、キャリア発達を促進することを専門領域とするカウンセラーである。

第1条 目的

本学会認定キャリア・カウンセラーの資格認定については、本学会認定キャリア・カウンセラー制度規則に基づいて行う。

第2条 資格認定

キャリア・カウンセラーの資格認定の業務を行うキャリア・カウンセラー資格認定委員会を理事会内に設ける。

2. キャリア・カウンセラーの資格認定は、キャリア・カウンセラー資格認定委員会が基本的には審査し決定する。ただし、審査結果については、日本キャリア教育学会理事会に報告する。
3. キャリア・カウンセラー資格認定委員会の細則は別に定める。

第3条 認定資格

資格認定に必要な要件は別に定める細則による。

第4条 キャリア・カウンセラーの研修施設、研修指導

キャリア・カウンセラーの研修施設及び研修指導は、キャリア・カウンセラー認定委員会が認定あるいは承認した施設で同委員会および委員会より委嘱を受けた者が担当する。研修施設の認定及び研修指導キャリア・カウンセラーの認定の方法は別に定める細則による。

第5条 認定の申請及び手続き

認定の申請及び手続きは別に定める。

2. 審査料、認定料等は別に定める。

第6条 認定証ならびに学会認定キャリア・カウンセラー資格登録証明書（以下「資格登録証明書」と称する）の交付および認定・更新の有効期間等

認定を受けた者は、本学会認定キャリア・カウンセラー名簿に登録される。登録された者には日本キャリア教育学会長より認定証ならびに資格登録証明書を交付する。

ただし、資格認定手続きに関する有効期間は 6 ヶ月とし、その期間内に資格認定のための手続きを取らない場合は、認定資格は失効する。

2. 認定証ならびに資格登録証明書を交付された後、本学会を退会した者、あるいは有効期限を失効した者は、機関誌に公示するとともに、登録名簿から抹消し、資格登録証明書の返還を求める。
3. 認定について不正が明らかになった場合には、別に定める手続きに従って認定を取り消すことができる。
4. 認定資格の有効期間は認定日より 7 年間とし、一定の手続きを経て更新することができる。ただし、更新に関する有効期間は、期間終了日より 2 年間とする。それを超えた場合、認定資格は失効する。

第 7 条 守秘義務・公示

認定に従事する者、もしくは過去において従事した者はその職責に応じ守秘義務を負う。

2. 会長及び資格認定委員会の長は守秘義務の監督の義務を負う。
3. 資格認定についての公示事項は学会機関誌に公示する。

付則 1 本規則は、理事会の議を経て、総会の承認を得るものとする。

- (2) 本規則は、平成 4 年 11 月 1 日より実施する。
- (3) 平成 17 年 3 月 27 日 改定
- (4) 平成 19 年 10 月 27 日 一部改正
- (5) 平成 20 年 10 月 25 日 一部改正

キャリア・カウンセラー資格認定委員会細則（案）

第 1 条 日本キャリア教育学会認定キャリア・カウンセラー制度規則（以下規則と称する）第 2 条に規定するキャリア・カウンセラー資格認定委員会（以下認定委員会と称する）に関する事項は、本細則の定めるところによる。認定委員会の事務局（「資格認定事務局」以下事務局と称する）は、本学会事務局内あるいは会長の指定する場所に置くことができる。

第 2 条 資格認定のための審査及びその他の業務は認定委員会が行う。ただし、それに伴う事務処理等に関しては、資格認定事務局が取り扱うものとする。

第 3 条 認定委員会の委員の定数は当分の間 10 名とする。委員は理事または理事の指名した委員をもって充て、理事会の承認を得るものとする。委員の任期は 4 年（理事会において意見を求める）とするが再任を妨げない。委員会は定数の三分の二の出席者で成立し、その議決は出席者の過半数を要する。

第 4 条 認定委員会の長（以下委員長と称する）は委員の互選とする。委員長は職務代理者もしくは代行者として、一人ないし複数の副委員長を指名することができる。

第 5 条 事務局には、事務局長をおき、必要に応じて事務局長は事務職員を雇用することができる。

2 事務局長は、正会員の中から認定委員会の長が指名し理事会の承認を得る。

第 6 条 理事会、及び認定委員会における資格認定に関する議事は非公開とする。その長

及び委員は守秘義務を負う。

第7条 認定委員会は、審査に合格した者に対し資格認定の決定を行い、その結果を理事会に報告する。

第8条 認定の業務は予め認定委員会において定める認定業務計画及び資格認定細則に基づいて行われる。

付則1 認定委員会の委員長、副委員長もしくは委員が資格認定を申し出たときは、理事会の議を経て、その認定が終了するまでその職を臨時に停止し、委員長もしくは副委員長または職務代理者が本細則 4 条に基づいて、委員の補充のための臨時委員を指名することができる。

(2) 本細則は、平成 4 年 11 月 1 日より実施する。

(3) 平成 17 年 3 月 27 日 改正

(4) 平成 19 年 10 月 27 日 一部改正

(5) 平成 20 年 10 月 25 日 一部改正

認定資格細則（案）

第1条 日本キャリア教育学会認定キャリア・カウンセラー（以下認定キャリア・カウンセラーと称する）制度規則第 3 条の規定による認定資格は本細則の定めるところによる。

第2条 認定資格の条件は次の(1)～(3)で、各項をすべて充足するものとする。

(1) 本学会に正会員、名誉会員として引き続き1年以上在会し、会員としての義務を果たし、会員たるにふさわしい者。

(2) 資格認定の基準を満たし、且つ資格認定のための書類審査および面接試験に合格した者。

(3) キャリア教育、進路指導、職業指導およびキャリア・カウンセリング等に関する研究論文、事例報告、もしくは実践記録等を有するもの。

(4) 本学会において研究発表または研修に参加した者。

(5) キャリア・カウンセラー倫理綱領を遵守できる者。

付則1 本細則は、平成 4 年 11 月 1 日より実施する。

(2) 平成 17 年 3 月 27 日 改正

(3) 第2条(3)(4)の評価基準等についてはキャリア・カウンセラー資格認定委員会において定める申し合わせによるものとする。

(4) 教育職員免許法による「職業指導」の免許状所有者については別途考慮する。

(5) 平成 19 年 10 月 27 日 一部改正

(6) 平成 20 年 10 月 25 日 一部改正

日本キャリア教育学会認定キャリア・カウンセラー 資格認定の基準と手続き（案）

第 1 条 資格認定申請者は評価基準により 100 点以上の評点を得た上で、面接試験を受けることができる。

第 2 条 評点は以下の基準で与えられる。以下 B 領域は 20 点以上、C、D 領域は 20 点以上とし、B～F 合計 100 点以上でなければならない。ただし、A 領域は資格認定を受ける上で必修領域とする。

第 3 条 各領域の配点は、満点を表しており、評価点についてはキャリア・カウンセラー資格認定委員会の判断による。

2 養成研修講座（養成研修基礎講座を含む）における研修内容については、次の 3 分野を定める。

- a 進路指導（キャリア・ガイダンス）、キャリア・カウンセリングの理論
- b キャリア・カウンセリング、個性理解、社会調査に関する演習・実習
- c 産業・職業に関する理解・実際

A キャリア・カウンセラー養成研修基礎講座（以下「基礎講座」と称する。）

（1）本学会の「基礎講座」（10 時間以上の集中研修講座）の受講ならびに修了時に実施される筆記試験の受験

（条件）修了時の筆記試験は、基礎講座の研修内容に準じて出題されることから、60 点以上を合格とする。ただし、合格点に達しない場合は、1 回に限り再試験（次回の試験）を認める。

（講座内容例）

- a 進路指導（キャリア・ガイダンス）、キャリア・カウンセリングの理論
 - ①進路指導・キャリア教育概論
 - ②発達理論
 - ③ガイダンス・カリキュラム
 - ④学級・学校経営
 - ⑤キャリア・カウンセリングの主な理論
 - ⑥キャリア・カウンセリング
 - ⑦その他
- b キャリア・カウンセリング、個性理解、社会調査に関する演習・実習
 - ①キャリア・カウンセリングの進め方
 - ②個別面接
 - ③グループ面接
 - ④事例研究・スーパービジョン
 - ⑤進路指導のための適性検査の種類
 - ⑥適性検査の選び方と活用方法
 - ⑦その他

c 産業・職業に関する理解・実際

- ①若年者を巡る問題と把握
- ②若年者の職業理解
- ③キャリア形成支援の方法・手段
- ④若年者の雇用形態
- ⑤その他

B キャリア・カウンセラー養成研修講座（以下「養成研修講座」と称する。）

(1) 本学会の「養成講座」への参加

※講師：20 点、受講者：10 点（1 回：2 講座につき）

（条件）基礎講座とは別に、養成講座の受講時間数 6 時間以上、且つその中で、キャリア・カウンセリング、個性理解、社会調査に関する演習・実習に関する分野（b 分野）を必ず選択すること。

（内容例）養成研修講座は、下記の 3 分野における基礎講座の内容を踏まえた上で、より高度な知識、新たな知見、最近の環境動向などを含む内容とする。

- a 進路指導（キャリア・ガイダンス）、キャリア・カウンセリングの理論
- b キャリア・カウンセリング、個性理解、社会調査に関する演習・実習
- c 産業・職業に関する理解・実際

*以下従前どおり

- C 研究・研修活動
- D 実践研究
- E 研究・執筆活動
- F 教職免許関係
- G その他

第 4 条 キャリア・カウンセラー資格認定委員会における申請者に関する書類審査の結果、A 領域を除く B～F 領域の合計が 100 点以上の評点を得た者は、面接試験を受けることができる。

（条件）面接試験は、下記に示すキャリア・カウンセラーに求められる能力要件に基づいて 2 名の面接委員によって行い、面接評価点は 70 点以上であることを要す。

ただし、評価はキャリア・カウンセラー資格認定委員会が行う。

【必要とされる能力要件】

- 1. カウンセリングに関する理論を理解し、活用する能力
 - （1）進路やキャリアに関する理論の理解
 - （2）カウンセリングに関する理論の理解
 - （3）その他
- 2. カウンセリング・スキルを活用する能力
 - （1）カウンセリング・スキル
 - （2）グループアプローチ・スキル

(3) その他

3. 産業・職業の世界を理解し、活用する能力

(1) 産業や職業に関する理解

(2) 雇用管理や労働条件、労働法規に関する理解

(3) 労働市場に関する理解

(4) その他

4. 学校や組織に働きかける能力

(1) 学校や企業に関する理解

(2) 教育プログラムを開発する能力

(3) 環境へ働きかける能力

(4) その他

第5条 キャリア・カウンセラー資格認定委員会における認定のための面接に合格した者はキャリア・カウンセラーの資格が与えられる。面接は日本キャリア教育学会総会、および研修会、理事会等、年数回行われる。

付則1 平成19年10月27日 一部改正

(2) 平成20年10月25日 一部改正

資格認定手続細則（案）

第1条 日本キャリア教育学会認定キャリア・カウンセラー制度規則に基づく資格認定を受けようとする者は、審査料を添えて所定の申請書類をキャリア・カウンセラー資格認定委員会（以下「認定委員会」と称する）に提出しなければならない。

第2条 認定委員会は、資格認定事務局を通じて認定を希望する者から申請があった時は、速やかに認定業務計画を作成し、それに基づき認定作業のための所定の手続きに入らなければならない。また、認定希望者には認定に関する事項を通知する。

第3条 認定委員会における審査、考査等の方法、手続きは認定委員会で別に定める申し合わせによるものとする。

第4条 当分の間、審査料は1万円、認定料は3万円とする。

第5条 資格認定を受け、認定料を納付した者は本学会認定キャリア・カウンセラー名簿に登録されるとともに、規則第6条による認定証および資格登録証明書の交付を受ける。

付則1 本細則は、平成4年11月1日より実施する。

(2) 平成17年3月27日 改正

(3) 平成19年10月27日 一部改正

(4) 平成20年10月25日 一部改正

キャリア・カウンセラー養成研修講座実施細則（案）

第1条 趣 旨

日本キャリア教育学会認定キャリア・カウンセラー（以下「キャリア・カウンセラー」と称する）制度規則第4条の規定によるキャリア・カウンセラーの研修施設・研究指導は本細則の定めるところによる。

第2条 研修指導者

キャリア・カウンセラー養成研修講座の指導者の人選については、キャリア・カウンセラー資格認定委員会が行う。

第3条 研修内容

研修の内容については、本学会作成のテキストを用いる。尚、研修内容（養成研修基礎講座、養成研修講座）については、以下の3分野を定める。

- a 進路指導（キャリア・ガイダンス）、キャリア・カウンセリングの理論
- b キャリア・カウンセリング、個性理解、社会調査に関する演習・実習
- c 産業・職業に関する理解・実際

第4条 研修施設

1. 養成研修基礎講座

キャリア・カウンセラー資格認定委員会が、様々な条件を検討した上で決定した会場とする。運営については、キャリア・カウンセラー認定委員会が主として行うが、必要に応じて関係機関との協力の下で行う。

2. 養成研修講座

キャリア・カウンセラー養成研修講座が行われる研究大会、セミナー、地区部会などの会場をもって、会場とする。運営については、キャリア・カウンセラー資格認定委員会が、大会などの実行委員長、地区部会の代表等との協力の下で行う。

3. 会場、日時についてはいずれも機関誌、ホームページ等に公示する。

付則1 平成19年10月27日 一部改正

(2) 平成20年10月25日 一部改正

日本キャリア教育学認定キャリア・カウンセラー倫理綱領（案）

前文

日本キャリア教育学会認定キャリア・カウンセラー（以下、認定キャリア・カウンセラー）は、本学会に属し、進路指導及びキャリア・カウンセリングについて一定の学識と技能を有し、生徒、学生、成人のキャリアの方向づけや進路の選択・決定に助力し、キャリア発達を促進することを専門領域とするカウンセラーである。学会員として、日本キャリア教育学会倫理綱領に則って行動するとともに、進路やキャリアの問題に関わる専門家としての倫理を自覚し、誠実に活動しなければならない。

認定キャリア・カウンセラーがこの綱領に則って活動することを誓い、以下の条項を定める。

(使命)

第1条 認定キャリア・カウンセラーは、進路指導及びキャリア・カウンセリングを通して、国民の教育、労働、福祉の向上に貢献することを使命とする。

- (2) 認定キャリア・カウンセラーは、生徒、学生、成人のクライアントや対象者に個人的な考え方を押しつけることなく、また進路及びキャリアに関する主体的な選択を損なわないよう配慮し、健全なキャリア発達を促進する。

(責任)

第2条 認定キャリア・カウンセラーは、進路指導及びキャリア・カウンセリングの専門家としての自覚をもって活動を行い、その結果に対して責任を負う。

- (2) 認定キャリア・カウンセラーは、進路指導及びキャリア・カウンセリングの専門家としての言動に対して、責任を負う。

(研鑽の義務)

第3条 認定キャリア・カウンセラーは、進路指導及びキャリア・カウンセリングの専門家としての使命と責任を全うするため、自己研鑽を積み、必要とされる能力の向上に努める。

- (2) 必要とされる能力とは、「カウンセリングに関する理論を理解し、活用する能力」「カウンセリング・スキルを活用する能力」「産業・職業の世界を理解し、活用する能力」「学校や組織に働きかける能力」をいう。

(活動の限界)

第4条 認定キャリア・カウンセラーは、自己の有する能力を自覚し、その限界をわきまえて活動を行う。

- (2) 自己の能力の限界や活動範囲をこえる場合には、他の専門家の協力を求め、必要に応じて他の専門家への紹介を行わなければならない。

(守秘義務)

第5条 認定キャリア・カウンセラーは、専門家としての活動上知り得た個人と組織の秘密を厳重に保持し、正当な理由なく他者に漏らしたり、利用したりしてはならない。

- (2) 正当な理由に基づき、クライアントや対象者の同意を得て情報を開示する場合には、関係者の利益及び幸福や福祉が損なわれないよう配慮しなければならない。

(倫理の遵守)

第6条 認定キャリア・カウンセラーは、日本キャリア教育学会倫理綱領及び本綱領を遵守する義務を負う。

(違反への対応)

第7条 認定キャリア・カウンセラーが日本キャリア教育学会倫理綱領及び本綱領に違反したときは、倫理委員会が検討及び処理を行う。

付 則

この綱領は、平成20年10月26日から1年間は周知期間とし、平成20年10月26日から施行する。

4. 2008 年度上半期予算執行状況 (事務局長 川崎友嗣、資格認定事務局長 伊藤彰茂)

本会計・基金・積立

キャリア・カウンセラー資格認定

5. 2009 年度予算(案) (事務局長 川崎友嗣、資格認定事務局長 伊藤彰茂)

本会計

キャリア・カウンセラー資格認定

6. 理事・監事選挙結果について (選挙管理委員長 伊藤一雄)

7. 新役員名簿(案)

会長 菊池武剋

副会長 清水和秋

常任理事 伊藤彰茂、川崎友嗣、古市裕一、本間啓二、松井賢二、三村隆男

事務局長 中村 修

理事・・・○印は 4 年任期、印なしは 2 年任期

[地区選出理事] 16 名

北海道・東北地区 ○菊池武剋 (東北大学)、五十嵐敦 (福島大学)

関東地区 ○本間啓二 (日本体育大学)、○三村隆男 (早稲田大学)、
下村英雄 (労働政策研究・研修機構)、佃 直毅 (茨城大学)

中部地区 ○伊藤彰茂 (愛知みずほ大学)、○後藤宗理 (名古屋市立大学)、
浦上昌則 (南山大学)

近畿地区 ○川崎友嗣 (関西大学)、古川雅文 (兵庫教育大学)、若松養亮 (滋賀大学)

中国・四国地区 ○加澤恒雄 (広島工業大学)、古市裕一 (岡山大学)

九州地区 ○吉本圭一 (九州大学)、永田萬享 (福岡教育大学)

[全国理事] 6 名

○清水和秋 (関西大学)、○三宅章介 (東海学園大学)、○渡辺三枝子 (筑波大学)、
松井賢二 (新潟大学)、小杉礼子 (労働政策研究・研修機構)、竹内登規夫 (愛知教育大学)、

[会長指名理事] 5 名

榎本和生 (多摩美術大学)、坂柳恒夫 (愛知教育大学)、鈴木敏明 (東北大学)、
三川俊樹 (追手門学院大学)、横山明子 (帝京大学)

監事 ○伊藤一雄 (高野山大学)、中川 浦 (日本進路指導協会)

事務局 (株) 国際文献印刷社

8. 第 27 回研究セミナー開催(案)

会場：関西大学

期日：2009 年 6 月～7 月（未定）

実行委員会：近畿地区部会（代表、藤岡秀樹）

9. 第 31 回研究大会・定期総会開催(案)

会場：椙山女学園大学星ヶ丘キャンパス

期日：2009 年 10 月下旬（調整中）

実行委員会（委員長：後藤宗理、顧問：野淵龍雄）

10. 名誉会員の推薦

吉田辰雄先生

11. その他

【資料 1】

会員移動（07 年 10 月 27 日～08 年 10 月 17 日）

入会者 86 名 略

退会者 64 名

【資料2】

2008年10月現在

日本キャリア教育学会役員名簿

会長	近畿	清水 和秋	関西大学	社会学部
副会長	北海道・東北	菊池 武剋	東北大学	大学院
常任理事	中部	浦上 昌則	南山大学	人文学部
	関東	三村 隆男	早稲田大学	
	中部	松井 賢二	新潟大学	教育人間科学部
	近畿	古川 雅文	兵庫教育大学	学校教育研究センター
	中国四国	古市 裕一	岡山大学	教育学部
	九州・沖縄	坂本 昭	福岡大学	人文学部
理事	中部	三宅 章介	東海学園大学	経営学部
	関東	吉田 辰雄	東洋大学	
	全国	佃 直毅	茨城大学	教育学部
	北海道・東北	五十嵐 敦	福島大学	総合教育研究センター
	関東	本間 啓二	日本体育大学	女子短期大学部
	中部	竹内 登規夫	愛知教育大学	教育学部
	中国四国	松本 卓三	岡山理科大学	
	関東	横山 明子	帝京大学理工学部	
	関東	吉田 修	労働政策研究・研修機構	
事務局長	中部	大野木 裕明	福井大学	教育地域科学部
事務局幹事	近畿	川崎 友嗣	関西大学	社会学部
	近畿	吉田 隆夫	芦屋大学	教育学部
	関東	長須 正明	東京聖栄大学	健康栄養学部
	中部	伊藤 彰茂	愛知みずほ大学	就職指導室
	関東	下村 英雄	労働政策研究・研修機構	
会計監査	近畿	井上 仁志	兵庫県立神戸商業高等学校	
	関東	中川 浦	日本進路指導協会	
	中部	深谷 紀雄		

常置委員会委員名簿

紀要編集委員会

委員長：浦上昌則 副委員長：横山明子

常任委員：坂本 昭・島袋恒男・古市裕一・三宅章介・若松養亮

編集委員：安達智子・五十嵐 敦・伊藤一雄・榎本和生・後藤宗理・坂柳恒夫・下村英雄・
白井利明・高綱睦美・佃 直毅・寺田盛紀・廣瀬英子・藤田晃之・三川俊樹・
三村隆男・室山晴美

研究推進委員会

委員長：三村 隆男 副委員長：本間 啓二 委員：吉田 修・長須正明・榎本和生

情報委員会

委員長：松井賢二 副委員長：古川雅文 委員：五十嵐敦・佃 直毅・大野木裕明・
吉田隆夫・花井洋子

キャリア・カウンセラー認定委員会

委員長：竹内登規夫 副委員長：吉田辰雄・松本卓三 委員：長須正明 事務局長：伊藤彰茂

【資料 3】

◆ 紀要編集委員会より

委員長 浦上 昌則

「今年は、なぜ何度も学会誌が送られてくるのだろう」と不思議に思われている会員お方もおられると思います。本会の「キャリア教育研究」は、年に 1 巻を 2 号に分けて発行すると規定に定められています。しかし、残念ながらその発行が予定よりも遅れておりました。今回、第 27 巻第 1 号が同封されておりますが、この 27 巻が本来今年度に発行されるべきものです。これで発行予定に追いつくことができたこととなります。

次号第 27 巻第 2 号は、2008 年度末、2009 年 3 月もしくは 4 月の発行を予定しております。この号に掲載されるには、2008 年 12 月末までに「採択」される必要があります。

・ 査読の状況などについて

ここ数年は、1 年間に約 20 件の新規論文が投稿されています。論文が投稿されてくると、それが執筆規定および、学会ホームページに記載された留意事項に沿っているか否かのチェックが行われます。最近、査読前に修正を求めるケースが増加していますので、ぜひ投稿前には学会ホームページをご覧ください、慎重なチェックをお願いいたします。

ここで問題がないと判断された論文については、各査読者による査読を経て、最終的には常任編集委員会で査読結果が決定されます。論文を受け付けてから結果を連絡するまで、平均で 3 ヶ月程度を要しています。編集委員会では 4 ヶ月を越えないように努力しており、8 割程度は 4 ヶ月以内の連絡ができています。もし 4 ヶ月を越えても連絡のない場合は、事務局まで文書（手紙、E-mail, Fax）でお問い合わせください。

査読に関連して、しばしば質問されることに、受稿から受理（はじめて投稿を受け付けた日から、掲載が決定した日）までの期間があります。これは論文によってさまざまですので、一概にはまとめられません。第 25 巻からは、受稿および受理日を各論文に記載しておりますので、それがひとつの目安になるかもしれません。また論文の採択率についても質問を受けますが、「修正再審査」と

いう結果で査読が継続している場合も多く、何パーセント程度と回答することはできません。委員会としましては、1 年間に〇編は採択するとか、採択率を〇パーセント程度にするというような数値目標は設定しておりません。掲載できる水準に達していると判断されたものを掲載していくという方針です。

・ 「論文審査内規」の一部改正について

「論文審査内規」が 2008 年 6 月 3 日付けで一部改正されました。以下の下線部のように、査読結果に期限が付されることになりましたので、投稿者の皆さまはご注意ください。

なお、2008 年 6 月 3 日から 1 年間は移行期間とし、同年 6 月 2 日までに結果を通知された論文については、2009 年 6 月 2 日までを期限といたします。これを過ぎた後は新規受稿論文としてあつかわれることとなります。

8. 「修正採択」と決定された論文が修正後再投稿された際は、審査者のうちの 1 名がその修正が採択条件に合致しているか否かを審査する。なお、再投稿までの期間は結果を通知する文書に記載された日より 3 ヶ月以内とし、それを越えて再投稿された場合には新規受稿論文として審査を行うものとする。

9. 「修正再審査」と決定された論文が修正後再投稿された際は、原則として先の審査者と同一人に送付され審査される。なお、再投稿までの期間は結果を通知する文書に記載された日より 1 年以内とし、それを越えて再投稿された場合には新規受稿論文として審査を行うものとする。

・ 本会倫理綱領との関係について

倫理綱領は、昨年度の総会で承認され、現在は周知期間（2008 年 10 月 27 日まで）と位置づけられています。この中には、研究や論文執筆とも密接に関係した条項が含まれております。周知期間である現在でも、倫理綱領に抵触すると判断される論文については掲載しない方針です。投稿時には、必ずお目通しください。

